

大気、水環境等の状況について（令和7年度）

1	大気に係る環境調査結果について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	（1）微小粒子状物質（PM2.5）等に係る常時監視結果・・・・・・	1
	（2）有害大気汚染物質等モニタリング調査結果・・・・・・・・	7
2	水質に係る環境調査結果について・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	（1）河川水質常時監視結果・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	（2）地下水質常時監視結果・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	（3）河川上流域の水質調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	（4）ゴルフ場使用農薬に係る水質調査結果・・・・・・・・	17
3	ダイオキシン類に係る環境調査結果について・・・・・・・・	19
	（1）ダイオキシン類に係る環境調査結果・・・・・・・・	19
	（2）ダイオキシン類に係る上水道調査結果・・・・・・・・	23
	（3）ダイオキシン類発生源に係る調査結果・・・・・・・・	23
4	自動車騒音に係る調査結果について・・・・・・・・・・・・	29

1 大気に係る環境調査結果について

京都市では、大気汚染防止法第22条に基づき、微小粒子状物質（PM2.5）等の大気汚染物質について、常時監視を行っている。

また、同法に基づき、有害大気汚染物質（継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの）のうち優先取組物質等を対象として、ベンゼン等の揮発性有機化合物等及びクロム等の金属類の22物質について、モニタリング調査を行っている。

（1）微小粒子状物質（PM2.5）等に係る常時監視結果

京都市では、市内に一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）9局及び自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）5局を設置し、大気汚染に係る国の環境基準（以下「環境基準」という。）及び京都市環境保全基準（以下「市保全基準」という。）が定められている、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント及びPM2.5について、常時監視を行っている。

令和7年度の測定結果は、表1-1及び図1-1～7のとおりであり、環境基準及び市保全基準の達成状況は、次のとおりである。

ア 二酸化硫黄（SO₂）

一般局4局で測定を行った結果、全局で環境基準及び市保全基準を達成していた。

イ 二酸化窒素（NO₂）

一般局9局及び自排局5局で測定を行った結果、全局で環境基準及び市保全基準（当分の間の基準）を達成していた。

ウ 浮遊粒子状物質（SPM）

一般局8局及び自排局5局で測定を行った結果、全局で環境基準及び市保全基準を達成していた。

エ 一酸化炭素（CO）

自排局3局で測定を行った結果、全局で環境基準及び市保全基準を達成していた。

オ 光化学オキシダント（Ox）

一般局9局で測定を行った結果、全局で環境基準及び市保全基準を達成していなかった。

また、光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上となり、その濃度が一定継続すると認められる場合は、光化学スモッグ注意報を発令することとなるが、令和7年度の発令日数は0日でした。

カ PM2.5

一般局6局及び自排局5局で測定を行った結果、全局で環境基準及び市保全基準を達成していた。

また、当日のPM2.5の測定値が、国の定めた「注意喚起のための暫定指針値」（1

日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$) を超えるおそれが高いと判断される場合は、注意喚起情報を発出することとなるが、京都市では、これまでに発出の実績はない。

なお、PM_{2.5} 成分分析結果は、図 1－8 のとおりである。

表1-1 PM2.5等の環境基準等達成状況(令和7年度)

種 別	測 定 局 名	二酸化硫黄 (SO ₂)			二酸化窒素 (NO ₂)			浮遊粒子状物質 (SPM)		一酸化炭素 (CO)			光化学オキシダント (O ₃)		微小粒子状物質 (PM2.5)		
		1日 平均値	達成 状況		1日 平均値	達成 状況		1日 平均値	達 成 状 況	1日 平均値	達成 状況		1時間値 の最高 値	達 成 状 況	1年 平均値	1日 平均値	達 成 状 況
		ppm	環境 基準	市保 全基 準	ppm	環境 基準	当分の間の市保 全基準	mg/m ³		ppm	環境 基準	市保 全基 準	ppm		μg/m ³	μg/m ³	
一 般 局	市役所	—			0.018	○	○	0.035	○	—			0.111	×	10.3	24.7	○
	壬 生	0.002	○	○	0.019	○	○	0.034	○	—			0.112	×	9.4	24.1	○
	伏 見	0.002	○	○	0.023	○	○	0.032	○	—			0.124	×	10.1	24.1	○
	山 科	0.002	○	○	0.018	○	○	0.036	○	—			0.104	×	8.6	22.9	○
	左 京	—			0.015	○	○	0.037	○	—			0.097	×	—		
	西 京	0.001	○	○	0.016	○	○	0.038	○	—			0.122	×	8.7	22.0	○
	久 我	—			0.022	○	○	0.035	○	—			0.117	×	—		
	北	—			0.012	○	○	—		—			0.104	×	—		
	醍 醐	—			0.019	○	○	0.031	○	—			0.105	×	8.9	21.9	○
自 排 局	南	—			0.027	○	○	0.032	○	0.5	○	○	—		10.6	24.5	○
	大 宮	—			0.024	○	○	0.033	○	0.5	○	○	—		10.7	24.6	○
	山 科	—			0.024	○	○	0.034	○	0.5	○	○	—		10.5	25.3	○
	上 京	—			0.018	○	○	0.037	○	—			—		11.2	27.2	○
	西ノ京	—			0.019	○	○	0.032	○	—			—		9.1	23.4	○
環境基準		1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること			1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること			1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること		1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること			1時間値が0.06ppm以下であること		1年平均値が15μg/m ³ 以下、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること		
市保全基準		1時間値の1日平均値が0.02ppm以下であること			(当分の間の基準) 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること			環境基準と同じ		1時間値の1日平均値が5ppm以下であること			環境基準と同じ		環境基準と同じ		

注1 表中の「環境基準」とは国の環境基準、「市保全基準」とは京都市環境保全基準のことである。

注2 表中の—印は、測定を実施していないことを示す。

注3 測定結果欄の1日平均値は、各項目における環境基準等達成評価の指標となる値（1日平均値の年間98値又は年間2%除外値）を表記している。

注4 達成状況欄の○は達成、×は非達成を示す。

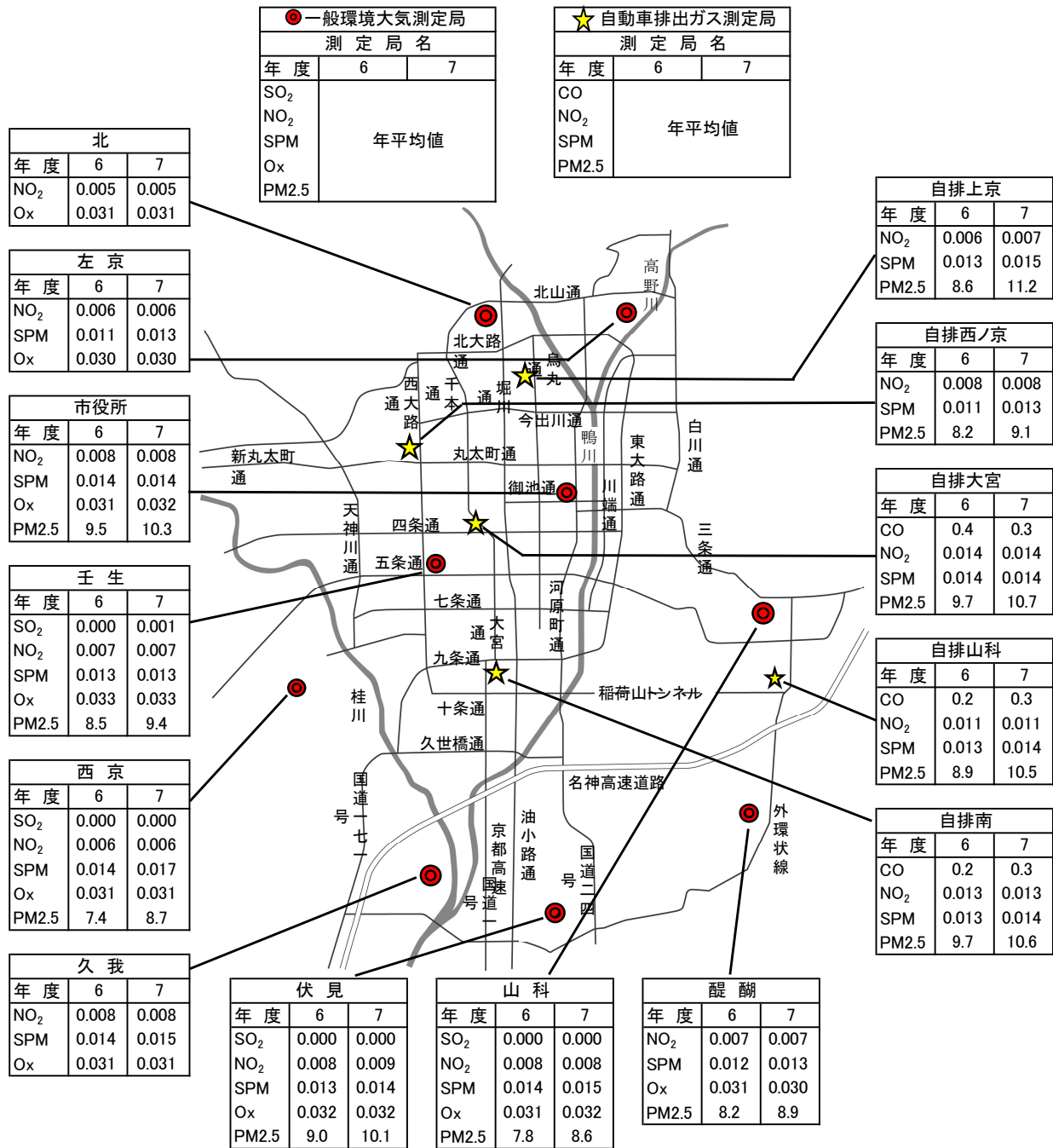
注5 SO₂、SPM、COは、環境基準を超える日が2日以上連続した場合にも非達成と評価する。

注6 SO₂、SPMの1時間値の基準及びCOの1時間値の8時間平均値の基準は、全測定局で達成している。

注7 NO₂の市保全基準は、1時間値の1日平均値が0.02ppm以下であるが、当分の間の基準は0.04ppm以下である。

図 1 - 1 PM2.5等の年平均値

(単位) SO₂, NO₂, CO, O_x:ppm SPM:mg/m³ PM2.5:μg/m³



(参考) 一般局及び自排局の年平均値

測定項目 (単位)	測定局種別 ※2	年平均値	
		6年度	7年度
SO ₂ 二酸化硫黄 (ppm)	一般局 (4)	0.000	0.000
NO ₂ 二酸化窒素 (ppm)	一般局 (9)	0.007	0.007
	自排局 (5)	0.010	0.011
SPM 浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	一般局 (8)	0.013	0.014
	自排局 (5)	0.013	0.014
CO 一酸化炭素 (ppm)	自排局 (3)	0.3	0.3
O _x 光化学オキシダント (ppm)	一般局 (9)	0.031	0.031
PM2.5 微小粒子状物質 (μg/m ³)	一般局 (6)	8.4	9.3
	自排局 (5)	9.0	10.4

※2 測定局種別欄の () 内は令和7年度における測定局数を示す。

図 1 - 2 二酸化硫黄濃度の経年変化

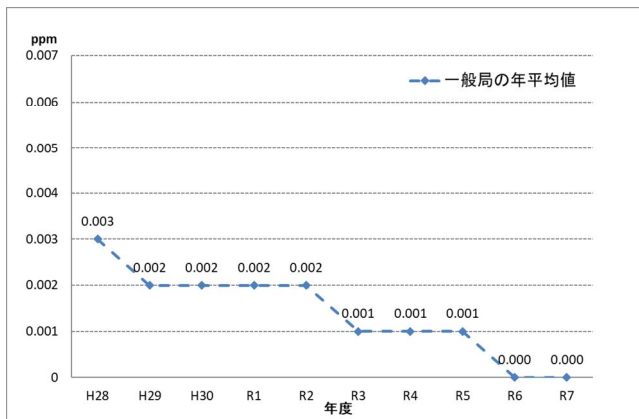


図 1 - 3 二酸化窒素濃度の経年変化

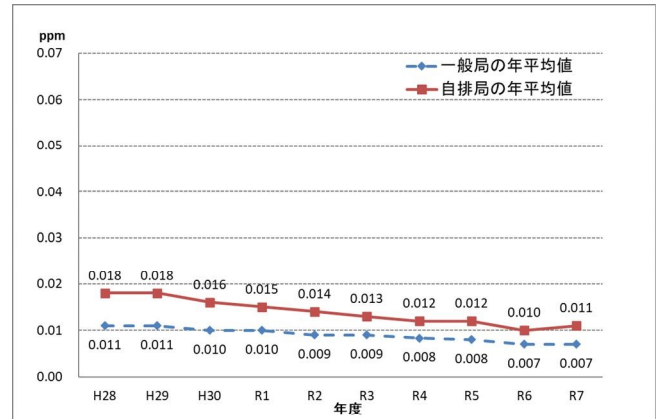


図 1 - 4 浮遊粒子状物質濃度の経年変化

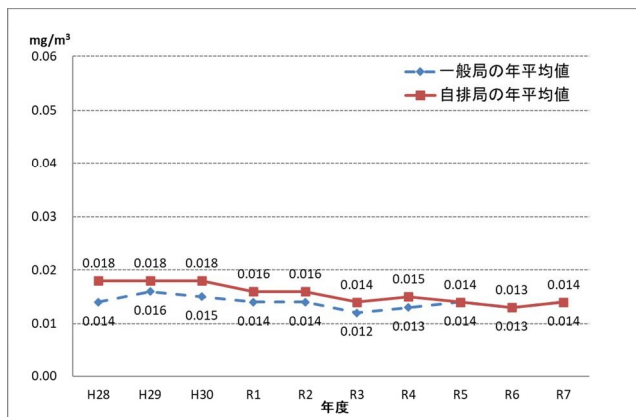


図 1 - 5 一酸化炭素濃度の経年変化

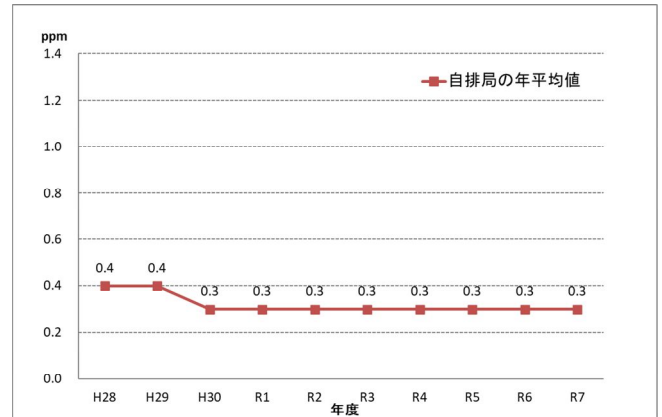


図 1 - 6 光化学オキシダント濃度の経年変化

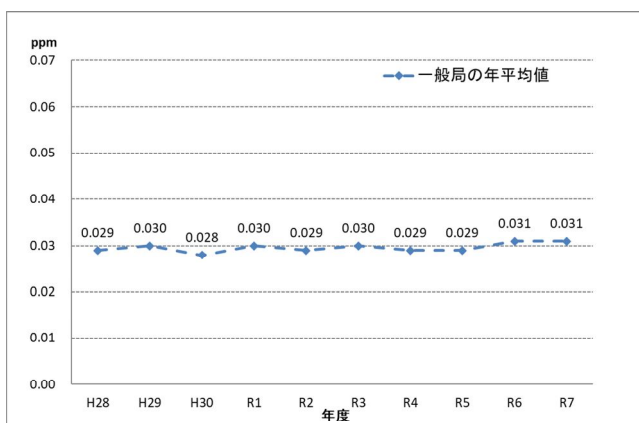


図 1 - 7 PM2.5 濃度の経年変化

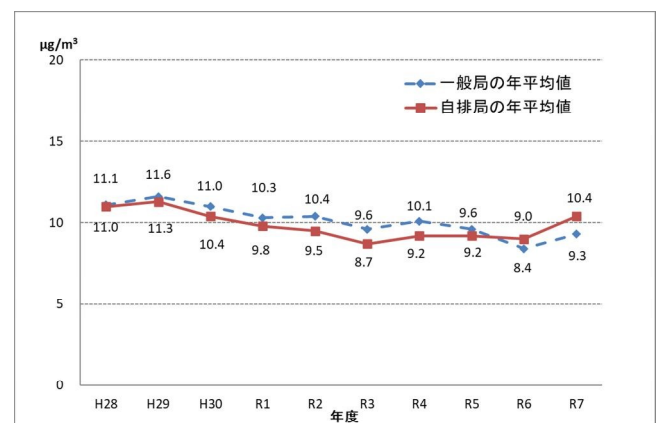
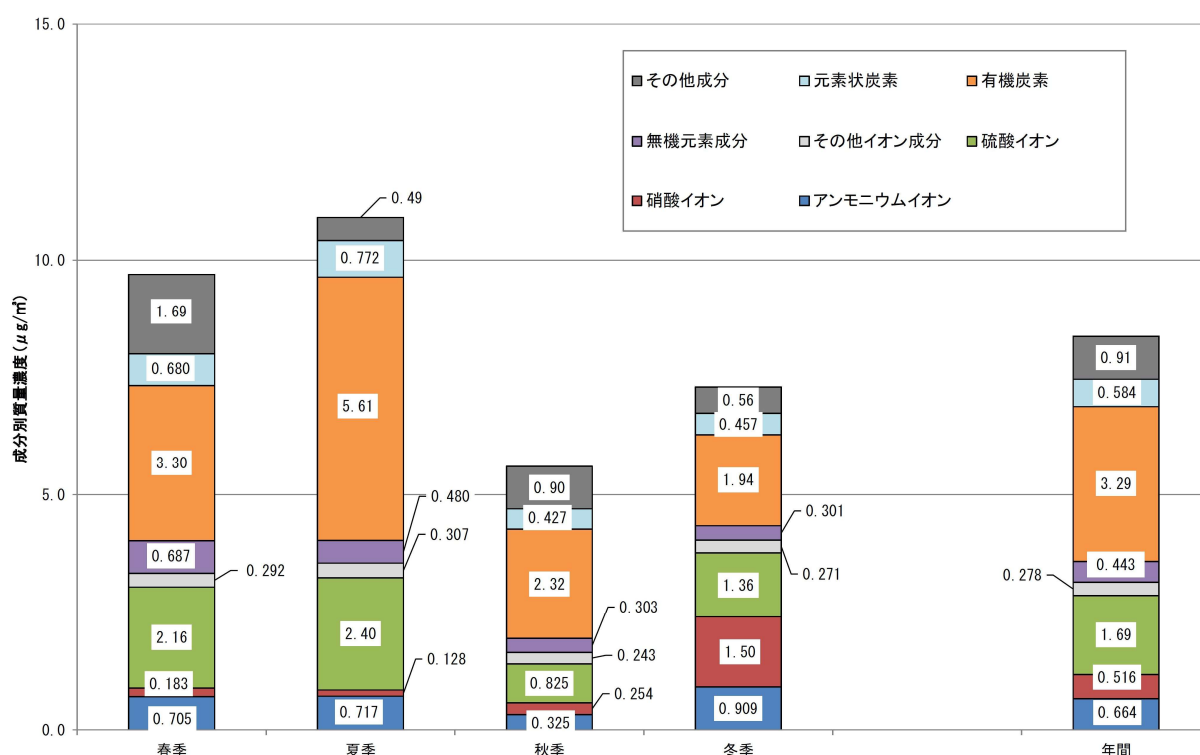


図 1－8 伏見局における PM2.5 の総質量濃度と各成分濃度（令和 7 年度）



伏見局（一般局）において、季節ごとに 2 週間、PM2.5 の成分分析を実施した。

PM2.5 の成分は、有機炭素が最も多くなっており、次いで硫酸イオンが多くなっていた。

また、成分分析結果を利用して、CMB（Chemical Mass Balance）法（濃度から発生源を推定する手法）による解析を行ったところ、PM2.5 成分の発生源寄与率は、一次生成粒子（発生源から直接排出される粒子）が約 2 割、二次生成粒子（大気中での光化学反応等によりガス成分から生成される粒子）が約 7～8 割という結果が確認された。

（２）有害大気汚染物質等モニタリング調査結果

京都市では、全国標準監視地点として一般環境１地点（市役所）、地域特設監視地点として固定発生源周辺１地点（南部まち美化事務所）及び沿道２地点（自排大宮局、自排山科局）の計４地点において、有害大気汚染物質等モニタリング調査を行っている。本調査は、有害大気汚染物質のうち優先取組物質等２２物質を対象としており、一般環境では２２物質、固定発生源周辺では１１物質、沿道では６物質を測定している。

令和７年度の調査結果は、表１－２のとおりであり、環境基準が設定されている４物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）については、調査を行った全地点で基準を達成しており、指針値が設定されている１１物質（アクリロニトリル等）についても、調査を行った全地点で指針を達成していた。

表 1 - 2 有害大気汚染物質等モニタリング調査結果（令和 7 年度）

物質名			地点区分及び属性				環境基準	単位	
			全国標準監視地点	地域特設監視地点					
			一般環境 (市役所)	固定発生源周辺 (南部まち美化事務所)	沿道 1 (自排大宮局)	沿道 2 (自排山科局)			
優先取組物質等	揮発性有機化合物等	ベンゼン	0.60 0.31 ～ 1.4	0.78 ※1 0.37 ～ 2.1	0.82 0.47 ～ 1.7	0.77 0.40 ～ 1.6	3	μg/m ³	
		トリクロロエチレン	0.21 0.057 ～ 0.50	1.3 0.11 ～ 4.0			130		
		テトラクロロエチレン	0.18 0.045 ～ 0.42	0.53 0.19 ～ 1.2			200		
		ジクロロメタン	1.3 0.73 ～ 2.6	2.3 ※1 1.1 ～ 4.9			150		
		アクリロニトリル	0.025 0.00055 ～ 0.12	0.032 ※1 0.00055 ～ 0.15			2 ※2		
		塩化ビニルモノマー	0.0089 0.0004 ～ 0.034	0.0082 ※1 0.0004 ～ 0.029			10 ※2		
		アセトアルデヒド	3.1 1.3 ～ 5.9		3.2 1.4 ～ 6.0	2.9 1.2 ～ 5.0	120 ※2		
		クロロホルム	0.26 0.17 ～ 0.49		0.61 ※1 0.18 ～ 3.2				18 ※2
		酸化エチレン	0.062 0.017 ～ 0.086						
		1,2-ジクロロエタン	0.19 0.10 ～ 0.37	0.19 ※1 0.10 ～ 0.41					
		1,3-ブタジエン	0.039 0.014 ～ 0.094	0.059 ※1 0.004 ～ 0.17		0.084 0.028 ～ 0.15	0.064 0.004 ～ 0.14		
		ホルムアルデヒド	3.9 1.4 ～ 9.0		3.8 1.5 ～ 7.9	3.4 1.6 ～ 7.2			
		トルエン	3.8 1.8 ～ 11		8.1 2.3 ～ 24	5.1 2.1 ～ 15	5.0 2.2 ～ 14		
		塩化メチル	1.3 1.1 ～ 1.5	1.3 ※1 1.2 ～ 1.5			94 ※2		
		ベンゾ [a] ピレン	0.10 0.022 ～ 0.32				0.12 0.030 ～ 0.40	0.058 0.017 ～ 0.21	
	金属類	水銀及びその化合物	1.3 0.48 ～ 1.8					40 ※2	
		ニッケル化合物	2.1 0.55 ～ 6.8					25 ※2	
		ヒ素及びその化合物	1.1 0.06 ～ 4.1					6 ※2	
		ベリリウム及びその化合物	0.0049 0.0003 ～ 0.033						
		マンガン及びその化合物	11 2.8 ～ 29					140 ※2	
		六価クロム化合物	0.068 0.011 ～ 0.15						
		クロム及びその化合物	2.5 0.45 ～ 6.8						

注 1 地点区分による分類

測定地点の選定に当たって、測定の目的に応じて以下の 2 つに区分される。

- ・ 全国標準監視地点
全国的な視点を踏まえ、測定可能な全ての優先取組物質の大気環境の全般的な状況とその経年変化の把握を目的に選定される測定地点
- ・ 地域特設監視地点
全国標準監視地点以外の地点であって、地域の実情に応じた目的で選定される測定地点

注 2 属性による分類

測定地点の周辺状況を把握するために、以下の 3 つに区分される。

- ・ 一般環境地域
固定発生源や自動車による直接的な影響が及びにくい地点
- ・ 固定発生源周辺地域
固定発生源からの直接的な影響の程度を把握する地点
- ・ 沿道
自動車からの直接的な影響の程度を把握する地点

注 3 表中の上段の数値は「年平均値」であり、環境基準は年平均値で評価する。また、下段の数値は月間値の「最小値～最大値」である。

注 4 表中の※ 1 で示す物質の測定値は、固定発生源の排出量が少ないため、一般環境を測定したものである。

注 5 表中の※ 2 は、環境基準ではなく指針値であることを示している。

注 6 μg（マイクログラム）とは 100 万分の 1 グラムである。

注 7 ng（ナノグラム）とは 10 億分の 1 グラムである。

注 8 測定値が検出下限値未満のものは、検出下限値の 1/2 を測定結果としている。

2 水質に係る環境調査結果について

京都市では、水質汚濁防止法第15条に基づき、同法第16条に基づき京都府が作成した測定計画に従って、河川及び地下水の水質汚濁状況の常時監視を行っている。そのほか、生活排水による影響を把握するため、河川上流域における水質調査及びゴルフ場で使用される農薬の河川への流出実態調査を行っている。

(1) 河川水質常時監視結果

水質汚濁に係る環境基準及び市保全基準が定められている、生活環境の保全に関する項目（以下「生活環境項目」という。）及び人の健康の保護に関する項目（以下「健康項目」という。）について水質常時監視（一部は国土交通省が実施。）を行っている。令和7年度の環境基準等の達成状況は、次のとおりであった。

ア 生活環境項目

令和7年度は、22河川42地点でpH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）等11項目について調査を行った。

水質汚濁の代表的な指標であるBODについては、環境基準の水域類型※が当てはめられている13水域26地点の全地点で環境基準を達成していた。また、市保全基準の水域類型が当てはめられている25水域37地点の全地点で市保全基準を達成していた（表2-1、表2-3及び図2-1）。

水生生物の保全に係る環境項目である全亜鉛、ノニルフェノール並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（以下「LAS」という。）の3項目については、環境基準の水域類型が当てはめられている2河川（桂川及び宇治川）4水域8地点の全地点で環境基準を達成していた。また、市保全基準の水域類型が当てはめられている4河川（鴨川、高野川、桂川及び宇治川）11水域18地点の全地点で市保全基準を達成していた（表2-2）。

※ 水域類型について（表2-4及び表2-5）

河川における生活環境に係る水質基準は、各河川の水域に「A」、「B」等の「類型」を指定することによって基準が適用される。

イ 健康項目

令和7年度は、20河川38地点でカドミウム、全シアン等26項目について調査を行い、全地点で環境基準及び市保全基準を達成していた。

表 2－1 水域類型別 B O D の環境基準及び市保全基準の達成状況

類型※1		水域数※2	達成水域数 (達成率(%))	測 定 地点数	達成地点数 (達成率(%))
環境基準	AA	2	2 (100)	2	2 (100)
	A	11	11 (100)	22	22 (100)
	B	※3 [1]	※3 [1 (-)]	2	2 (100)
	C	0	0 (-)	0	0 (-)
	計	13	13 (100)	26	26 (100)
市保全基準	AA	3	3 (100)	3	3 (100)
	A	20	20 (100)	32	32 (100)
	B	0	0 (-)	0	0 (-)
	C	2	2 (100)	2	2 (100)
	計	25	25 (100)	37	37 (100)

※1 環境基準又は市保全基準により定められた水域類型であり、類型AAに最も厳しい基準値が適用され、続いてA、B、Cの順となる。

※2 環境基準又は市保全基準の水域類型が当てはめられている水域の数

※3 水域の環境基準の達成状況を把握する環境基準点が市内に無く、環境基準補助測定点において、水域全体の評価を行っている水域数及び達成水域数を[]で表している。

<参考> BODとは、水中の有機物が微生物により酸化分解されるときに消費される酸素の量であり、この値が小さいほど有機物による汚濁は少ない。

表 2－2 全亜鉛、ノニルフェノール及びLASの環境基準及び市保全基準の達成状況

類型※1		水域数※2	達成水域数 (達成率(%))			測 定 地点数	達成地点数 (達成率(%))		
			全亜鉛	ノニル フェノール	L A S		全亜鉛	ノニル フェノール	L A S
環境基準	生物A	1	1 (100)	1 (100)	1 (100)	1	1 (100)	1 (100)	1 (100)
	生物特A	0	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	生物B	3	3 (100)	3 (100)	3 (100)	7	7 (100)	7 (100)	7 (100)
	生物特B	0	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	計	4	4 (100)	4 (100)	4 (100)	8	8 (100)	8 (100)	8 (100)
市保全基準	生物A	2	2 (100)	2 (100)	2 (100)	2	2 (100)	2 (100)	2 (100)
	生物特A	0	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	生物B	9	9 (100)	9 (100)	9 (100)	16	16 (100)	16 (100)	16 (100)
	生物特B	0	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	計	11	11 (100)	11 (100)	11 (100)	18	18 (100)	18 (100)	18 (100)

※1 生 物 A：イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生 物 特 A：生物Aの水域のうち、生物Aに掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

生 物 B：コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域

生 物 特 B：生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bに掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

※2 環境基準又は市保全基準の水域類型が当てはめられている水域の数

表 2-3 BODの環境基準及び市保全基準の達成状況一覧

河川名		地点名		75%水質値		環境基準達成状況					市保全基準達成状況			
				6 年度 (mg/L)	7 年度 (mg/L)	類型	基準 点	基準 (mg/L)	6 年度	7 年度	類型	基準 (mg/L)	6 年度	7 年度
1	鴨川	1	高橋	<0.5	<0.5	A	○	2以下	○	○	AA	1以下	○	○
		2	北大路橋	0.9	1.0	A	○	2以下	○	○	A	2以下	○	○
		3	出町橋	1.0	0.7	A	◎	2以下	○	○	A	2以下	○	○
		4	三条大橋	1.1	1.0	A	◎	2以下	○	○	A	2以下	○	○
		5	勧進橋	1.0	1.1	A	○	2以下	○	○	A	2以下	○	○
		6	鳥羽大橋	0.9	1.2	A	○	2以下	○	○	A	2以下	○	○
		7	京川橋	1.2	1.6	A	◎	2以下	○	○	A	2以下	○	○
2	白川	8	下河原橋	1.1	1.3	-	-	-	-	-	A	2以下	○	○
3	西高瀬川	9	天神橋	1.7	2.9	-	-	-	-	-	C	5以下	○	○
4	高野川	10	三宅橋	0.7	0.8	AA	◎	1以下	○	○	AA	1以下	○	○
		11	高野橋	0.9	0.9	A	○	2以下	○	○	A	2以下	○	○
		12	河合橋	0.8	0.7	A	◎	2以下	○	○	A	2以下	○	○
5	岩倉川	13	千石橋	<0.5	0.7	-	-	-	-	-	A	2以下	○	○
6	桂川	14	八千代橋	<0.5	<0.5	A	○	2以下	○	○	A	2以下	○	○
		15	渡月橋	0.7	0.7	A	◎	2以下	○	○	A	2以下	○	○
		16	西大橋	0.8	0.8	A	◎	2以下	○	○	A	2以下	○	○
		17	久世橋	0.9	0.6	A	○	2以下	○	○	A	2以下	○	○
		18	羽束師橋	1.0	0.9	A	○	2以下	○	○	A	2以下	○	○
		19	宮前橋	1.1	0.9	A	◎	2以下	○	○	A	2以下	○	○
7	弓削川	20	寺田橋	0.7	0.8	A	◎	2以下	○	○	A	2以下	○	○
8	新川	21	上久世橋	0.9	0.9	-	-	-	-	-	A	2以下	○	○
9	西羽束師川	22	自動車試験場横	0.8	1.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	有栖川	23	梅津新橋	1.4	1.6	A	◎	2以下	○	○	A	2以下	○	○
11	天神川	24	原谷川合流点	<0.5	0.6	A	○	2以下	○	○	A	2以下	○	○
		25	二条裏橋	1.2	1.0	A	○	2以下	○	○	A	2以下	○	○
		26	西京極橋	1.2	1.1	A	◎	2以下	○	○	A	2以下	○	○
12	御室川	27	三宝寺川合流点	0.8	0.5	-	-	-	-	-	A	2以下	○	○
		28	太子道橋	1.0	1.1	-	-	-	-	-	A	2以下	○	○
13	清滝川	29	落合橋	0.7	<0.5	AA	◎	1以下	○	○	AA	1以下	○	○
14	小畑川	30	中山橋	0.7	1.2	A	○	2以下	○	○	A	2以下	○	○
		31	京都市長岡京市境界点	1.0	0.9	A	◎	2以下	○	○	A	2以下	○	○
15	宇治川	32	観月橋	0.6	0.8	B	○	3以下	○	○	A	2以下	○	○
		33	宇治川大橋	0.8	1.0	B	○	3以下	○	○	A	2以下	○	○
16	旧安祥寺川	34	金ヶ崎橋	1.6	1.2	-	-	-	-	-	A	2以下	○	○
17	山科川	35	新金ヶ崎橋	0.7	1.2	-	-	-	-	-	A	2以下	○	○
		36	中野橋	1.8	1.8	-	-	-	-	-	C	5以下	○	○
18	七瀬川	37	仙石橋	4.4	2.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	東高瀬川	38	新竹田出橋	0.7	1.2	-	-	-	-	-	A	2以下	○	○
		39	三栖橋	1.1	1.2	-	-	-	-	-	A	2以下	○	○
20	久多川	40	川合橋	<0.5	<0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	芦火谷川	41	京都府滋賀県境界点	<0.5	<0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	百井川	42	大見川合流点	0.7	<0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 測定点については、◎は環境基準点を、○は環境基準補助測定点を表している。

基準達成状況については、○は達成、×は非達成を表、－は水域類型が当てはめられていないことを表している。

の地点については、国土交通省近畿地方整備局が測定している。

表 2－4 生活環境に係る類型指定（環境基準及び市保全基準）

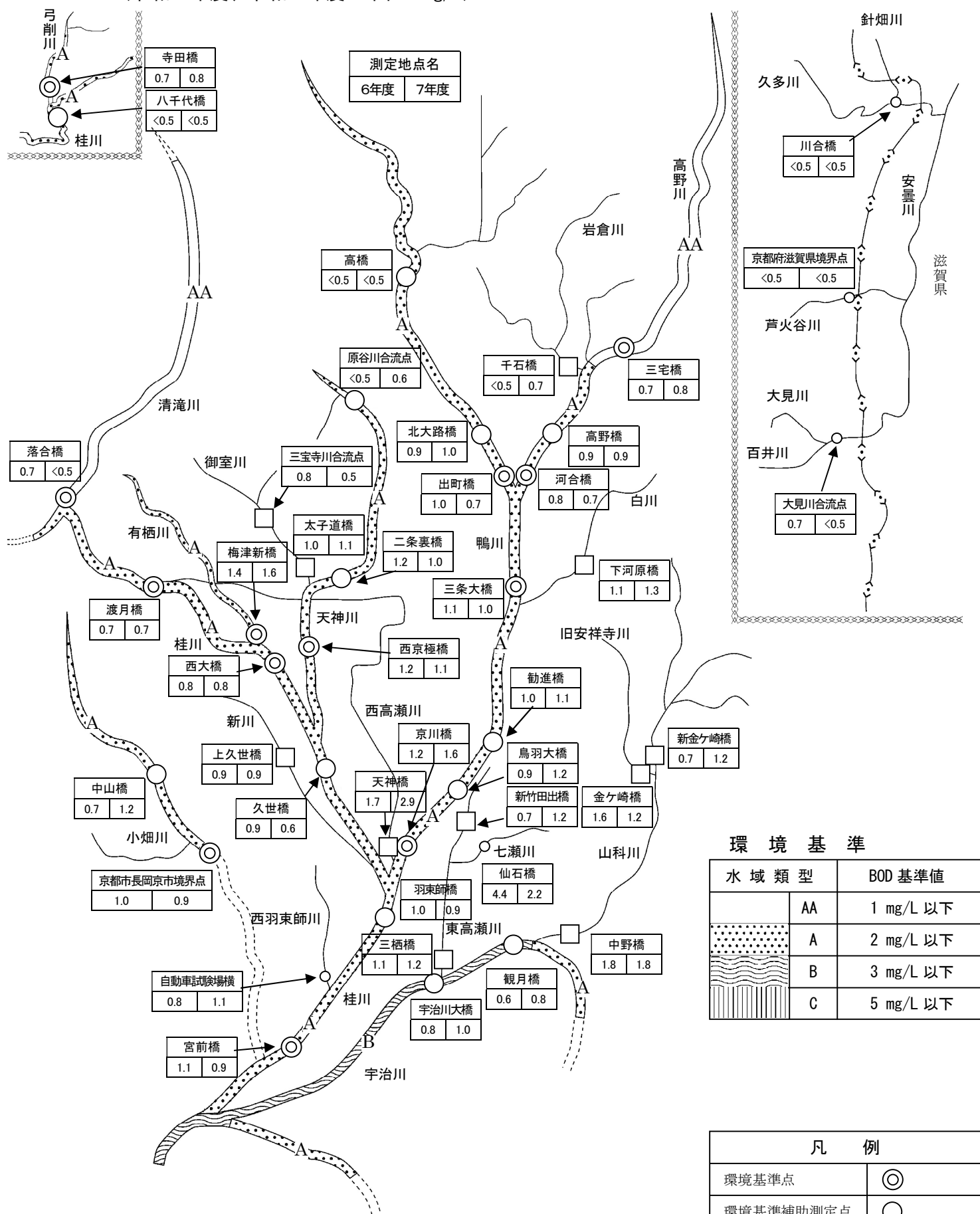
項目 類型	基 準 値				
	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU /100 mL 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU /100 mL 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU /100 mL 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—

※ 市保全基準は、類型D及びEの指定なし。

表 2－5 水生生物の保全に係る類型指定（環境基準及び市保全基準）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	L A S
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

図 2-1 BODの地点別 75%水質値
(令和 6 年度、令和 7 年度 単位: mg/L)



(2) 地下水質常時監視結果

地下水質の常時監視は、京都市内の地下水質の状況を把握するために市内46地区を4年間に分けて実施する「概況調査」を行っている。また、過去に汚染が確認された地点について継続的にその動向を把握するために実施する「継続監視調査」、及び概況調査において環境基準を超える汚染が新たに判明した場合、その汚染の範囲を確認すること、又は継続監視調査における地下水汚染の再評価に用いるデータ収集等の目的で実施する「汚染井戸周辺地区調査」（以下、「継続監視調査等」という。）を行っている。

令和7年度は、概況調査12地点、継続監視調査等30地点の合計42地点において、揮発性有機化合物12項目、重金属及びPCB8項目並びにその他7項目の合計27項目について常時監視を行った。

調査結果は、表2-6、表2-7及び表2-8のとおりである。

ア 揮発性有機化合物に係る調査結果

表2-6のとおり、テトラクロロエチレンが35地点中32地点で環境基準及び市保全基準を達成し、その他調査項目については、調査した全地点で環境基準及び市保全基準を達成していた。

表2-6 揮発性有機化合物に係る調査地点数及び結果

調査項目	調査地点数※		測定結果 (mg/L)	環境基準 及び市保全基準 (mg/L)
	概況調査	継続監視 調査等		
ジクロロメタン	12	21	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	12	21	<0.0002	0.002 以下
クロロエチレン	12	23	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	12	21	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	12	23	<0.01	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	12	23	<0.004 ～ 0.011	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	12	21	<0.1	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	12	21	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	12	23	<0.001 ～ 0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	12	23(3)	<0.001 ～ 0.034	0.01 以下
ベンゼン	12	21	<0.001	0.01 以下
1,4-ジオキサン	12	0	<0.005	0.05 以下

※（ ）内は環境基準及び市保全基準非達成地点数

イ 重金属及びP C Bに係る調査結果

表 2 - 7 のとおり、砒素が 1 5 地点中 1 4 地点で環境基準及び市保全基準を達成し、その他の調査項目については、調査した全地点で環境基準及び市保全基準を達成していた。

表 2 - 7 重金属及びP C Bに係る調査地点数及び結果

調査項目	調査地点数※		測定結果 (mg/L)	環境基準 及び市保全基準 (mg/L)
	概況調査	継続監視調査等		
カドミウム	12	0	<0.0003	0.003 以下
全シアン	12	0	<0.1	検出されないこと
鉛	12	0	<0.005 ~ 0.009	0.01 以下
六価クロム	12	0	<0.01	0.02 以下
砒素	12	3(1)	<0.005 ~ 0.042	0.01 以下
総水銀	12	0	<0.0005	0.0005 以下
セレン	12	0	<0.002	0.01 以下
P C B	12	0	<0.0005	検出されないこと

※ () 内は環境基準及び市保全基準非達成地点数

ウ その他の項目に係る調査結果

表 2 - 8 のとおり、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 1 8 地点中すべての地点で環境基準及び市保全基準を達成し、その他の調査項目については、調査した全地点で環境基準及び市保全基準を達成していた。

表 2 - 8 その他の項目に係る調査地点数及び結果

調査項目	調査地点数※		測定結果 (mg/L)	環境基準 及び市保全基準 (mg/L)
	概況調査	継続監視調査等		
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	12	6	<0.02 ~ 8.9	10 以下
ふっ素	12	0	<0.08 ~ 0.11	0.8 以下
ほう素	12	0	<0.1 ~ 0.1	1 以下
1,3-ジクロロ プロペン	12	0	<0.0002	0.002 以下
チウラム	12	0	<0.0006	0.006 以下
シマジン	12	0	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	12	0	<0.002	0.02 以下

※ () 内は環境基準及び市保全基準非達成地点数

(3) 河川上流域の水質調査結果

生活排水の影響を受けやすい河川の上流域について、9河川10地点で年2回、水質調査を行っている。

令和7年度のBODの年間平均値は、いずれの河川も0.6mg/L以下と良好な水質であり、環境基準及び市保全基準の水域類型が当てはめられている水域においては、全地点で環境基準及び市保全基準を達成していた(表2-9)。

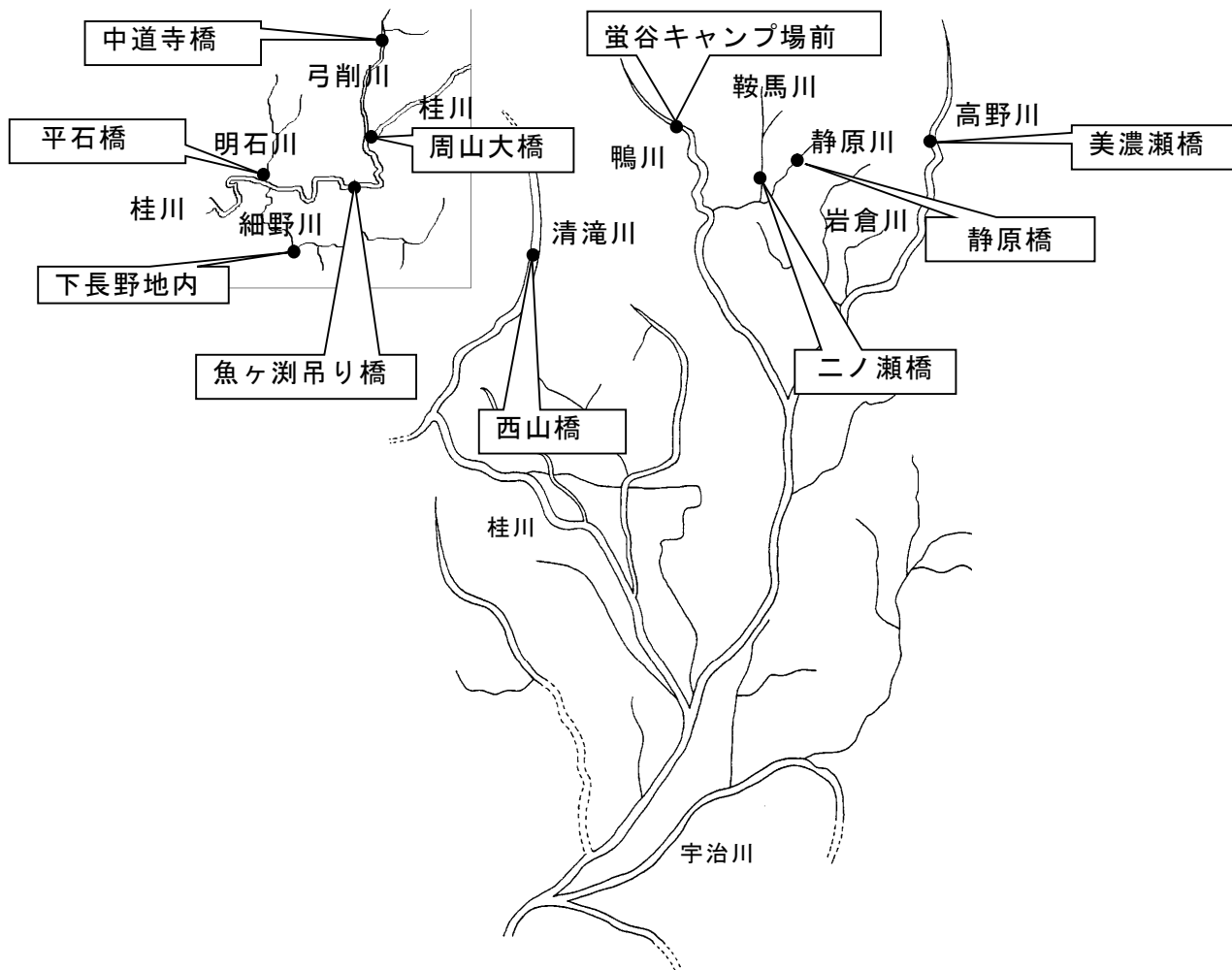
表2-9 調査地点及びBOD年間平均値

河川名	調査地点名	BOD年間平均値 (mg/L)	環境基準		市保全基準	
			類型	評価	類型	評価
鴨川	蛸谷キャンプ場前(北区上賀茂)	<0.5	A	○	AA	○
鞍馬川	二ノ瀬橋(左京区鞍馬)	<0.5	—	—	—	—
静原川	静原橋(左京区静市)	<0.5	—	—	—	—
高野川	美濃瀬橋(左京区八瀬)	0.6	AA	○	AA	○
清滝川	西山橋(北区中川)	<0.5	AA	○	AA	○
桂川	周山大橋(右京区京北)	<0.5	A	○	A	○
	魚ヶ淵吊り橋(右京区京北)	<0.5	A	○	A	○
弓削川	中道寺橋(右京区京北)	<0.5	A	○	A	○
明石川	平石橋(右京区京北)	<0.5	—	—	—	—
細野川	下長野地内(右京区京北)	<0.5	—	—	—	—

※ 評価の欄の「○」は、BOD年間平均値が類型ごとの基準値を満たしていることを、「—」は、類型が当てはめられていないことを示す。

※ 環境基準値及び市保全基準値 類型AA: 1mg/L以下、類型A: 2mg/L以下

(参考) 京都市 河川上流域水質測定地点



(4) ゴルフ場使用農薬に係る水質調査結果

ゴルフ場で使用されている農薬の流出実態を把握するため、市内の公共用水域に排水が流出する3ゴルフ場全てを対象とし、排水口等4地点において、年2回、水質調査を行っている(表2-10)。

令和7年度は、それぞれのゴルフ場で使用された農薬28種類(殺虫剤2種類、殺菌剤16種類及び除草剤10種類)について調査を行った。

調査結果は、表2-11のとおりであり、全地点において、使用された農薬は検出されなかった。

表2-10 調査地点

ゴ ル フ 場	調 査 地 点	流 出 河 川
京都ゴルフ倶楽部 舟山コース	排水口	若 狭 川
京都ゴルフ倶楽部 上賀茂コース	明神川 (ゴルフ場直下流)	明 神 川
京都大原パブリックコース (令和7年度は1回)	南側排水口	高野川支流
	北側排水口	

表 2-11 令和7年度 ゴルフ場排水調査 結果一覧表

全28種類

農薬名		検出頻度 ※1		検出範囲 ※2 (mg/L)	指針値 ※3 (mg/L)
		夏期	冬期		
殺虫剤 2種類	クロチアニジン	0 / 4	0 / 2	－	2.5
	ダイアジノン	*	0 / 2	－	0.02
殺菌剤 16種類	アゾキシストロビン	*	0 / 2	－	4.7
	アミスルブロム	0 / 1	0 / 2	－	2
	アメトクトラジン	0 / 1	0 / 1	－	71
	イプロジオン	0 / 1	0 / 1	－	0.5
	シプロコナゾール	*	0 / 2	－	0.3
	チウラム	*	0 / 2	－	0.2
	チフルザミド	*	0 / 1	－	0.37
	テトラコナゾール	0 / 1	0 / 1	－	0.1
	テブコナゾール	*	0 / 2	－	0.77
	フルキサピロキサド	0 / 2	0 / 2	－	0.55
	フルジオキシソニル	0 / 1	0 / 1	－	8.7
	プロピコナゾール	0 / 2	*	－	0.5
	ペンチオピラド	0 / 2	0 / 2	－	2
	ペンフルフェン	*	0 / 2	－	0.53
	ボスカリド	0 / 1	*	－	1.1
	メタラキシル	0 / 1	0 / 1	－	0.58
除草剤 10種類	S-メトラクロール	*	0 / 2	－	2.5
	オキサジクロメホン	0 / 3	*	－	0.24
	カフェンストロール	0 / 1	0 / 1	－	0.07
	キノクラミン（ACN）	0 / 2	*	－	0.055
	クミルロン	0 / 1	*	－	0.2
	シクロスルファミロン	0 / 2	*	－	0.8
	ピラゾスルフロニエチル	0 / 1	0 / 2	－	0.2
	フラザスルフロニ	*	0 / 1	－	0.34
	ホラムスルフロニ	0 / 2	0 / 1	－	13
	メコプロップ酸（MCP）	0 / 1	*	－	0.47

※1 検出頻度は「検出地点数／調査地点数」「*」は未使用のため調査対象外であることを示す。

※2 「-」は検出されなかったことを示す。

※3 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針について」(令和2年3月27日環境省)による水濁指針値。

3 ダイオキシン類に係る環境調査結果について

(1) ダイオキシン類に係る環境調査結果

京都市では、ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、大気、河川水質、河川底質、地下水及び土壌についてダイオキシン類の常時監視を行っている。

調査結果は、表3-1、表3-2、表3-3、表3-4及び表3-5のとおりである。

ア 大気に係る環境調査結果

令和7年度は、市内3地点において、年4回、大気に係る調査を行った。

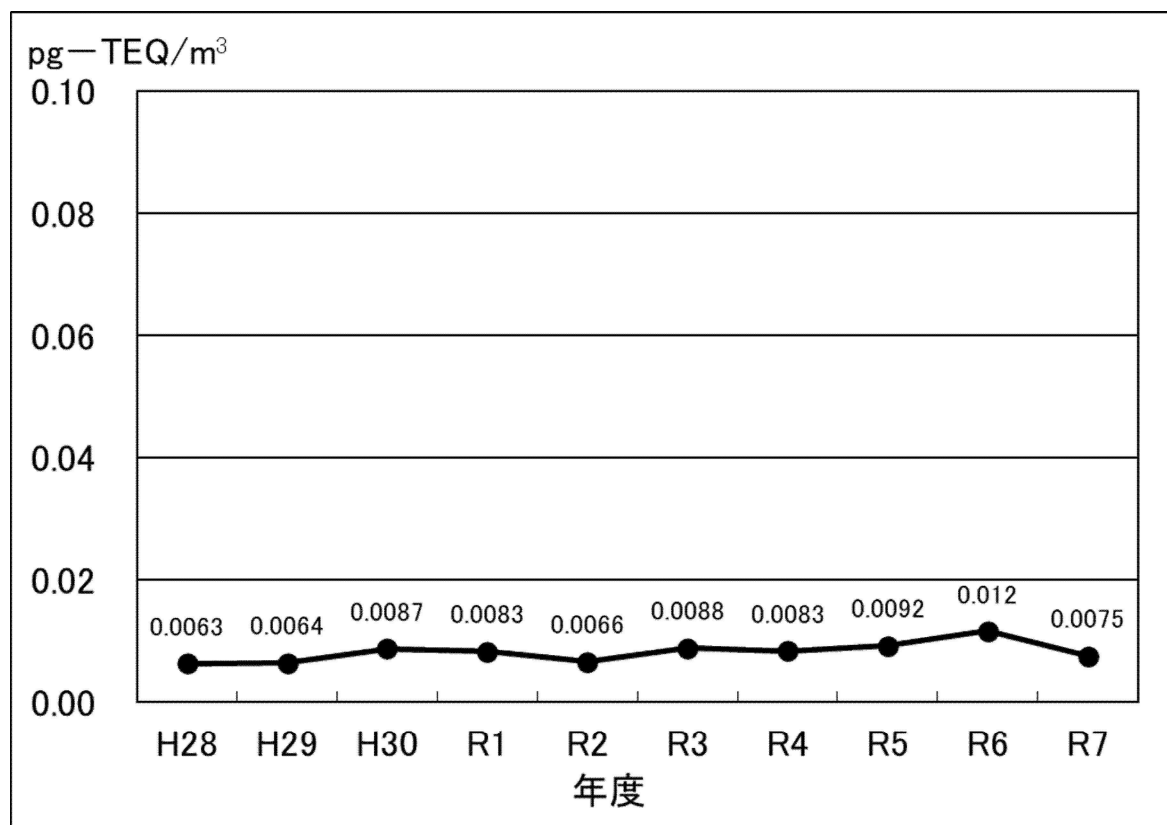
その結果、全地点で環境基準及び市保全基準を達成していた(表3-1)。

年間平均値の経年変化については、図3-1のとおりであり、近年はほぼ横ばいで推移している。

表3-1 大気に係る調査結果

単位：pg-TEQ/m ³							環境基準
No.	地点名	春 期	夏 期	秋 期	冬 期	平 均	
1	京都市役所測定局（京都市役所）	0.0067	0.0084	0.0073	0.0062	0.0072	0.6
2	自排山科測定局（山科区役所）	0.0071	0.0075	0.0069	0.009	0.0076	
3	久我測定局（神川小学校）	0.0068	0.011	0.0069	0.0066	0.0078	
全地点平均値		0.0069	0.0090	0.007	0.0073	0.0075	

図3-1 ダイオキシン類大気調査結果の経年変化（年間平均値）



イ 河川水質に係る環境調査結果

令和 7 年度は、市内 13 地点において、年 2 回、河川水質に係る調査を行った。

その結果、全地点で環境基準及び市保全基準を達成していた（表 3－2）。

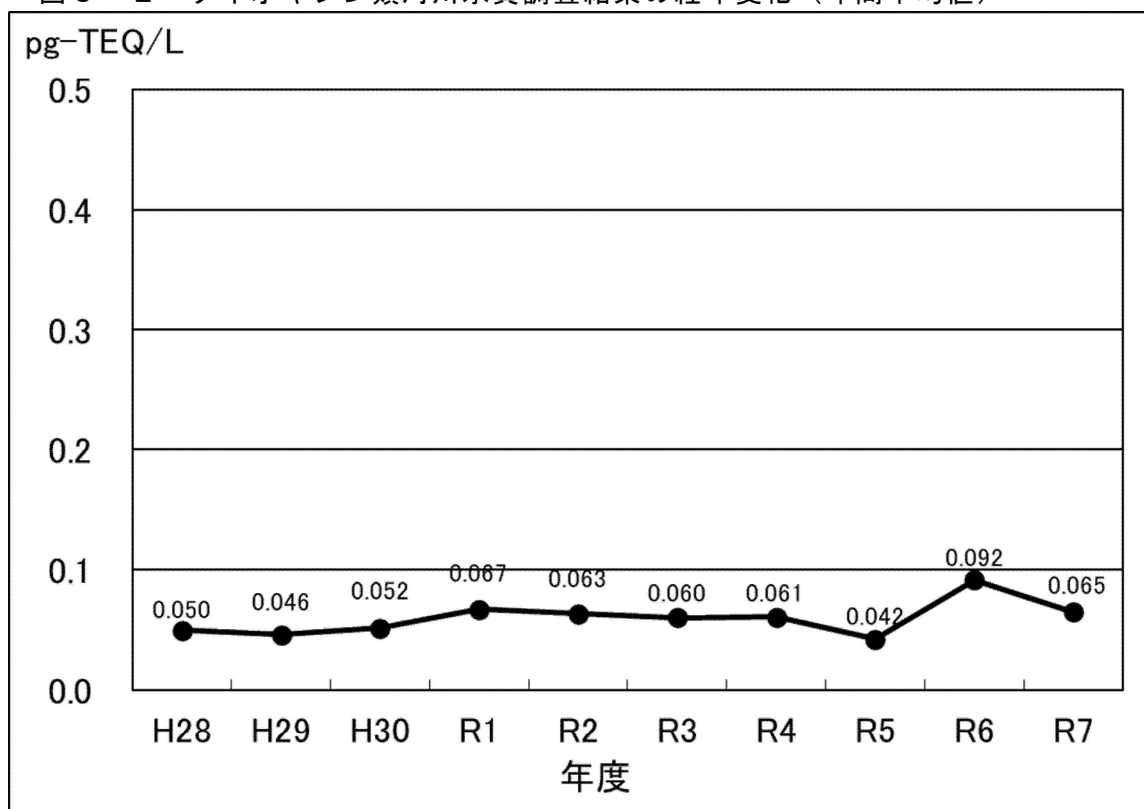
年間平均値の経年変化については、図 3－2 のとおりであり、近年はほぼ横ばいで推移している。

表 3－2 河川水質に係る調査結果

単位：pg-TEQ/L

No.	地点名	夏期	冬期	平均	環境基準
1	高橋（鴨 川）	0.020	0.016	0.018	1
2	出町橋（鴨 川）	0.037	0.026	0.032	
3	三条大橋（鴨 川）	0.026	0.021	0.024	
4	京川橋（鴨 川）	0.031	0.037	0.034	
5	上河原橋（西高瀬川）	0.043	0.043	0.04	
6	三宅橋（高野川）	0.052	0.018	0.035	
7	河合橋（高野川）	0.020	0.019	0.020	
8	寺田橋（弓削川）	0.057	0.018	0.038	
9	梅津新橋（有栖川）	0.63	0.16	0.40	
10	西万寿寺橋（天神川）	0.11	0.028	0.069	
11	落合橋（清滝川）	0.018	0.017	0.018	
12	京都市長岡京市境界点（小畑川）	0.077	0.021	0.049	
13	新六地藏橋（山科川）	0.075	0.068	0.072	
全地点平均値		0.092	0.038	0.065	

図 3－2 ダイオキシン類河川水質調査結果の経年変化（年間平均値）



ウ 河川底質に係る環境調査結果

令和 7 年度は、市内 13 地点において、河川底質に係る調査を行った。

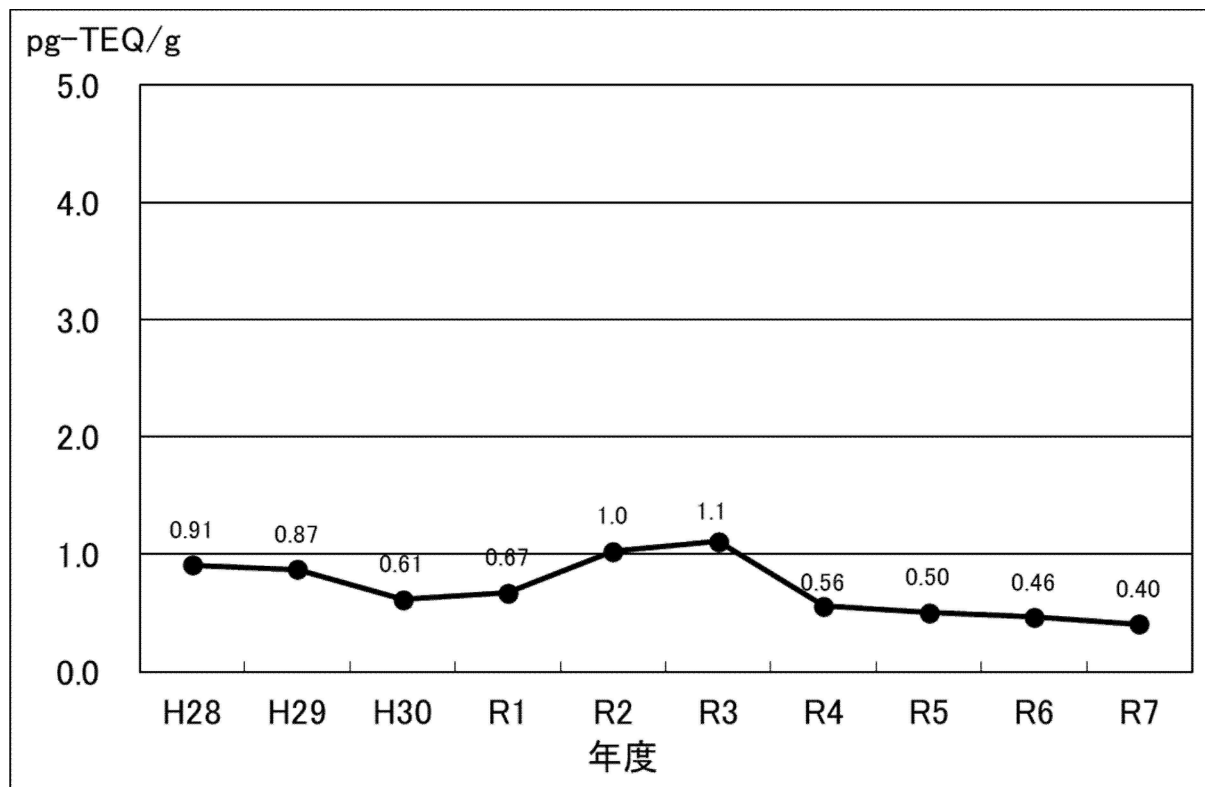
その結果、全地点で環境基準及び市保全基準を達成していた（表 3-3）。

年平均値の経年変化については、図 3-3 のとおりであり、ほぼ横ばいで推移している。

表 3-3 河川底質に係る調査結果

単位：pg-TEQ/g				
No.	地点名	試料採取日	測定結果	環境基準
1	高橋（鴨 川）	R7. 5. 28	0. 26	1 5 0
2	出町橋（鴨 川）	R7. 5. 28	0. 39	
3	三条大橋（鴨 川）	R7. 5. 29	0. 17	
4	京川橋（鴨 川）	R7. 5. 29	0. 35	
5	上河原橋（西高瀬川）	R7. 5. 29	1. 2	
6	三宅橋（高野川）	R7. 5. 28	0. 19	
7	河合橋（高野川）	R7. 5. 28	0. 18	
8	寺田橋（弓削川）	R7. 5. 28	0. 21	
9	梅津新橋（有栖川）	R7. 5. 28	0. 68	
10	西万寿寺橋（天神川）	R7. 5. 29	0. 44	
11	落合橋（清滝川）	R7. 5. 28	0. 18	
12	京都市長岡京市境界点（小畑川）	R7. 5. 29	0. 24	
13	新六地藏橋（山科川）	R7. 5. 29	0. 77	
全地点平均値			0. 40	

図 3-3 ダイオキシン類河川底質調査結果の経年変化



エ 地下水に係る環境調査結果

令和 7 年度は、市内 9 地点において、地下水に係る調査を行った。

その結果、全地点で環境基準及び市保全基準を達成していた（表 3－4）。

表 3－4 地下水に係る調査結果

単位：pg-TEQ/L

No.	地点名	行政区	試料採取日	濃度	環境基準
1	井戸 1	北	R7. 11. 6	0. 016	1
2	井戸 2	左京	R7. 11. 6	0. 016	
3	井戸 3	中京	R7. 11. 5	0. 016	
4	井戸 4	山科	R7. 11. 6	0. 023	
5	井戸 5	右京	R7. 11. 6	0. 018	
6	井戸 6	右京	R7. 11. 5	0. 017	
7	井戸 7	西京	R7. 11. 5	0. 017	
8	井戸 8	伏見	R7. 11. 6	0. 017	
9	井戸 9	伏見	R7. 11. 5	0. 015	
全地点平均値				0. 017	

オ 土壌に係る環境調査結果

令和 7 年度は、市内 1 5 地点において、土壌に係る調査を行った。

その結果、全地点で環境基準及び市保全基準を達成していた（表 3－5）。

表 3－5 土壌に係る調査結果

単位：pg-TEQ/g

No.	地点名	行政区	試料採取日	測定結果	環境基準
1	小松原児童公園	北	R7. 10. 22	0. 24	1, 0 0 0
2	大門公園	北	R7. 10. 22	0. 23	
3	飛鳥井児童公園	左京	R7. 10. 22	0. 0025	
4	閉川原児童公園	左京	R7. 10. 22	2. 3	
5	錦坊城公園	中京	R7. 10. 22	0	
6	本能公園	中京	R7. 10. 23	0. 0023	
7	東山台公園	山科	R7. 10. 23	0. 51	
8	東野公園	山科	R7. 10. 23	0. 25	
9	屋形町公園	下京	R7. 10. 23	0. 28	
10	西浦東公園	南	R7. 10. 23	2. 7	
11	葛野児童公園	右京	R7. 10. 22	0. 17	
12	西大丸児童公園	右京	R7. 10. 22	0. 025	
13	東ノ口公園	西京	R7. 10. 22	0. 055	
14	勸進橋東公園	伏見	R7. 10. 23	2. 3	
15	北浜児童公園	伏見	R7. 10. 23	0. 049	
全地点平均値				0. 61	

(2) ダイオキシン類に係る上水道調査結果

原水及び水道水の調査を取水口及び浄水場内給水栓で行った結果、水道法で定める水道水の目標値を達成していた（表 3－6）。

表 3－6 ダイオキシン類に係る上水道調査結果

地点名		採取年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	目標値 (pg-TEQ/L)
原水	第二疎水取水口	R7. 11. 25	0. 068	－
水道水	蹴上浄水場	R7. 11. 25	0. 0018	1

※現状、宇治川の水を水道原水として利用していないことから、令和 6 年度から測定を実施していない。

(3) ダイオキシン類発生源に係る調査結果

ダイオキシン類対策特別措置法及び京都市ダイオキシン類対策推進計画に基づき実施した令和 7 年度発生源調査（行政検査を含む。）及び廃棄物焼却施設等の設置者による測定結果等については、次のとおりである。

ア 京都市が管理する焼却施設等に係る調査結果

京都市が管理する焼却施設等に係る調査結果は、表 3－7、表 3－8、表 3－9、表 3－10 及び表 3－11 のとおりであり、いずれの施設においても排出基準等に適合していた。

(ア) クリーンセンター

表 3－7 各クリーンセンター焼却施設等に係る調査結果

クリーンセンター名		排出ガス			ばいじん等				処理基準 (ng-TEQ/g)
					ばいじん		焼却灰		
		採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³)	排出基準 (ng-TEQ/m ³)	採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	
東北部	1号炉	R7.8.22	0.000000090	0.1	R7.8.22	(0.097)	R7.8.22	0.00073	3
	2号炉	R7.9.25	0.000000020		(1号炉と同じ)				
北部	1号炉	R7.9.30	0.000000093		R7.11.14	0.33	R7.11.14	0.00074	
	2号炉	R7.11.14	0		(1号炉と同じ)				
南部	1号炉	R7.9.3	0.0000023		R7.9.17	0.29	R7.9.17	0.0010	
	2号炉	R7.9.17	0.00061		(1号炉と同じ)				

※ 東北部のばいじん調査結果の（ ）内は、ダイオキシン類対策特別措置法施行時に既に設置され、又は設置の工事がされていた施設から排出されるばいじんであり、環境省令で定める方法で処理しているため処理基準は適用外である。

※ ばいじん等調査結果の「1 号炉と同じ」は、施設の構造上、2 施設分を混合したばいじんや焼却灰を採取している。

表 3-8 各クリーンセンター放流水に係る調査結果

クリーンセンター名	採取年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)
東北部	R7. 8. 22	0. 11	10
北部	R7. 11. 14	0. 000063	
南部	R7. 9. 17	2. 0	

(イ) 水環境保全センター

表 3-9 鳥羽水環境保全センター汚泥焼却施設に係る調査結果

施設名		排出ガス			焼却灰		
		採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³)	排出基準 (ng-TEQ/m ³)	採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	処理基準 (ng-TEQ/g)
階段炉		R7. 8. 22	0. 00000019	5	R7. 8. 22	0	3
流動炉	1 号炉	R7. 4. 7	0. 0000023	0. 1	R7. 8. 22	0	
	2 号炉	R7. 4. 21	0. 00000037		R7. 8. 26	0	
炭化炉		R7. 6. 10	0	1	-	-	

※ 「-」については、炭化炉で焼却された下水汚泥が製品（燃料）となるため、処理基準の適用外である。

表 3-10 各水環境保全センター放流水に係る調査結果

水環境保全センター名		採取年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)
鳥羽	西高瀬川放流水	R7. 7. 3	0. 00024	10
	桂川放流水	R7. 7. 3	0. 00039	
伏見	宇治川放流水	R7. 7. 3	0. 0042	
石田	山科川放流水	R7. 7. 3	0. 00087	

(ウ) 最終処分場

表 3-11 最終処分場に係る調査結果

施設名	放流水			地下水			
	採取年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)	井戸	採取年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	環境基準 (pg-TEQ/L)
東部山間埋立処分地	R7. 12. 17	0	10	井戸1	R7. 12. 17	0. 038	1
				井戸2	R7. 11. 21	0. 038	

イ 民間事業者が所有する焼却施設等に係る行政検査結果

民間事業者が所有する焼却施設等に係る調査結果は、表 3-12 及び表 3-13 のとおりであり、いずれの施設においても排出基準等に適合していた。

表 3-12 廃棄物処理法に基づく許可施設※に係る行政検査結果

事業場 整理番号	施設 整理番号	名称	行政区	焼却能力 (kg/h)	排出ガス		
					試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/m ³)	排出基準 (ng-TEQ/m ³)
1	1	㈱京都環境保全公社焼却炉（2号焼却炉）	伏見区	4167	R7.12.18	0.14	1
	2	㈱京都環境保全公社焼却炉（3号焼却炉）	伏見区	3958	R7.11.26	0.0020	1
2	3	光アスコン㈱クリーンセンター（1号焼却炉）	伏見区	1000	R7.11.25	0.0095	5
	4	光アスコン㈱クリーンセンター（2号焼却炉）	伏見区	1000	R7.11.25	0.019	5

※ 産業廃棄物の焼却施設であって、1時間当たりの焼却能力が200kg以上又は火格子面積が2㎡以上のもの等。廃棄物処理法に基づく許可施設は、令和8年3月末現在上記2事業場である。

表 3-13 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設※に係る行政検査結果

施設 整理番号	名称	行政区	焼却能力 (kg/h)	排出ガス		
				試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/m ³)	排出基準 (ng-TEQ/m ³)
1	三菱自動車工業㈱京都製作所 (No. 12)	右京区	-	R8.1.13	0.065	5
2	三菱自動車工業㈱京都製作所 (No. 13)	右京区	-	R8.1.14	0.0029	5
3	三菱自動車工業㈱京都製作所 (No. 23)	右京区	-	R7.12.15	0.00020	1
4	三菱自動車工業㈱京都製作所 (No. 24)	右京区	-	R7.12.16	0.000034	1
5	京北ブレカット株式会社	右京区	171	R7.11.25	0.045	5
6	京都ゴルフ倶楽部上賀茂コース	北区	140	R8.1.26	0.015	10

※ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（大気基準適用施設、ただし休止等の報告対象外施設を除く、令和8年3月末現在29施設）のうち、廃棄物処理法に基づく許可施設及び本市関連施設を除く施設（令和8年3月末現在14施設）について、おおむね2～3年に1回の頻度で行政検査を行っている。

ウ 大岩街道周辺地域における調査結果

過去にダイオキシン類の発生源である廃棄物焼却施設等が多く見られた大岩街道周辺地域において大気及び土壌について1地点ずつ調査を行った結果は表3-14及び表3-15のとおりであり、環境基準及び市保全基準を達成していた。

表 3-14 大気に係る調査結果

単位：pg-TEQ/m ³							
No.	地点名	春 期	夏 期	秋 期	冬 期	平 均	環境基準
1	移動大岩測定局	0.028	0.0084	0.0073	0.012	0.014	0.6

表 3-15 土壌に係る調査結果

単位：pg-TEQ/g					
No.	地点名	行政区	試料採取日	測定結果	環境基準
1	京都市監視小屋跡地	伏見	R7.10.23	9.3	1,000

エ 設置者による自主測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、特定施設の設置者は、対象施設ごとに、排出ガス、排出水等のダイオキシン類濃度を毎年1回以上測定し、京都市へ報告することが義務付けられている。設置者が行った測定結果は、表3-16、表3-17及び表3-18のとおりである。

(ア) 大気基準適用施設 (表 3-16、表 3-17)

a 報告対象施設数

29 施設

※ 大気基準適用施設である 54 施設 (32 事業場) のうち、休止等の 25 施設を除いた施設

b 排出ガスの測定結果

29 施設から報告があり、測定結果は 29 施設全てで排出基準に適合していた。

(イ) 廃棄物焼却施設 (表 3-16)

a 報告対象施設数

(a) ばいじん

14 施設

※ 廃棄物焼却施設である 43 施設 (31 事業場) のうち、排水処理施設で汚泥として回収している等の理由でばいじんを排出しない 4 施設及び休止等の 25 施設を除いた施設

(b) 焼却灰

16 施設

※ 廃棄物焼却施設である 43 施設 (31 事業場) のうち、焼却灰を排出しない 2 施設及び休止等の 25 施設を除いた施設

b ばいじん及び焼却灰の測定結果

(a) ばいじん

14 施設から報告があり、処理基準が適用される 10 施設のうち 10 施設が処理基準に適合していた。残り 4 施設は法施行前に設置され、又は設置の工事が行われた施設等であり、法令に基づき薬剤による安定化の処分が行われているため、処理基準は適用されない。

なお、処理基準は、ばいじんを埋立等により処理する際に適用されるため、発生時点で処理基準を上回っても直ちに法に違反するものではなく、又、ばいじんは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく方法で処理することとされており、処理基準を上回っている 1 施設については、適正に処理されることを確認している。

(b) 焼却灰

16 施設から報告があり、測定結果は 16 施設とも処理基準に適合していた。

(ウ) 水質基準適応施設 (下水道終末処理施設) (表 3-18)

a 報告対象施設数

3 施設

※ 排水水を公共用水域に排出している 3 施設 (3 事業場)

b 排水水の測定結果

3 施設から報告があり、測定結果は全施設とも排出基準に適合していた。

表 3－16 大気基準適用施設に係る測定結果（廃棄物焼却施設に係る排出ガス、ばいじん及び焼却灰）

事業場 整理 番号	施設 整理 番号	名称	所在地	施設 番号	焼却能力 (t/時)	排出ガス			ばいじん		焼却灰		ばいじん等 処理基準 (ng-TEQ/g)
						採取年月日	測定結果	排出基準	採取年月日	測定結果	採取年月日	測定結果	
							(ng-TEQ/m ³)	(ng-TEQ/m ³)		(ng-TEQ/g)		(ng-TEQ/g)	
1	1	京都ゴルフ倶楽部（上賀茂コース）	北区上賀茂本山		2未満	R8.2.12	0.049	10	R8.2.16	0.0014	R8.2.16	0.0017	3
2	2	京都市東北部クリーンセンター	左京区静海市原町1339	1	4以上	R7.8.22	0.000000090	0.1	R7.8.22	0.097	R7.8.22	0.00073	
	3			2	4以上	R7.9.25	0.00000020	0.1	(施設番号「1」と同じ)		(施設番号「1」と同じ)		
3	4	三洋化成工業(株)京都工場	東山区本町11-721		2未満	R7.12.16	0.043	5	R7.12.17	0.89	R7.12.17	0.0062	
4	5	京都市上下水道局下水道部 鳥羽水環境保全センター	南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1	12	2以上4未満	R7.8.22	0.00000019	5	-	-	R7.8.22	0	
	6			38	4以上	R7.4.7	0.0000023	0.1	-	-	R7.8.22	0	
	7			39	4以上	R7.4.21	0.00000037	0.1	-	-	R7.8.26	0	
	8			41	2以上4未満	R7.6.10	0	1	-	-	-	-	
5	9	京都市北部クリーンセンター	右京区梅ヶ畑高鼻町27	1	4以上	R7.9.30	0.000000093	0.1	R7.11.14	0.33	R7.11.14	0.00074	
	10			2	4以上	R7.11.14	0	0.1	(施設番号「1」と同じ)		(施設番号「1」と同じ)		
6	11	京北ブレカット(株)	右京区京北鳥居町昇尾8-2		2未満	R7.11.10	0.0097	5	R7.11.11	0.00037	R7.11.11	0	
7	12	光アスコン(株)クリーンセンター	伏見区横大路千両松町33	新1	2未満	R8.1.27	0.014	5	R7.10.21	0.48	R7.10.21	1.3	
	13			新2	2未満	R8.1.27	0.027	5	R7.10.21	0.86	(施設番号「新1」と同じ)		
8	14	京都市南部クリーンセンター	伏見区横大路八反田29	2-1	4以上	R7.9.3	0.0000023	0.1	R7.9.17	0.29	R7.9.17	0.0010	
	15			2-2	4以上	R7.9.17	0.00061	0.1	(施設番号「2-1」と同じ)		(施設番号「2-1」と同じ)		
9	16	(株)京都環境保全公社	伏見区横大路千両松町126	A-1	4以上	R7.6.5	0.12	1	R7.6.5	(5.1)注	R7.6.5	0.20	
	17			A-2	2未満	(施設番号「A-1」と同じ)		1	(施設番号「A-1」と同じ)		-	-	
	18			3	2以上4未満	R7.7.10	0.0000017	1	R7.7.10	0.33	R7.7.10	0.022	

参考1 「－」が記してあるものは、適用外であることを示す。

参考2 ばいじんの測定結果欄の（ ）内は、ダイオキシン類対策特別措置法施行時に既に設置され、又は設置の工事がされていた施設から排出されるばいじんであり、環境省令で定める方法で処理しているため処理基準は適用外である。「注」は処理基準を超えているが、キレート処理を行っていることから、前述のとおり、処理基準は適用外となる。

参考3 「施設番号『○』と同じ」について、施設の構造上、2施設分の集合煙突から排出ガスを採取している、又は、2施設分を混合したばいじんや焼却灰を採取している。

表 3-17 大気基準適用施設に係る測定結果（アルミニウム溶解炉、同乾燥炉に係る排出ガス）

事業場 整理番号	施設 整理番号	名 称	所 在 地	施設番号	特定施設の種類	採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³)	排出基準 (ng-TEQ/m ³)	
1	1	三菱自動車工業(株) 京都製作所	右京区太秦巽町1	5	アルミ溶解炉	R7.7.10	0.020	5	
						R7.6.30	0.00039		
						R7.11.13	0.0013		
	2			9	アルミ溶解炉	R8.1.26	0.00093		1
						R8.1.27	0.0032		
						R8.2.24	0.00000072		
	3			11	アルミ溶解炉	R7.6.23	0.11		
						R7.11.14	0.000051		
	4			12	アルミ溶解炉	R7.7.16	0.045		
						R7.11.10	0.0048		
						R7.12.16	0.096		
	5			13	アルミ乾燥炉	R7.11.12	0.0065		
	6			16	アルミ溶解炉	R7.5.29	0.18		
						R7.7.15	0.00087		
	7			17	アルミ溶解炉	R7.6.4	0.10		
						R7.6.20	0.00010		
	8			20	アルミ溶解炉	R7.6.24	0.063		
R7.12.24		0.00015							
9	22	アルミ溶解炉	R7.6.27	0.014					
			R7.7.11	0.00037					
10	23	アルミ溶解炉	R7.6.16	0.43					
			R7.7.14	0.00052					
11	24	アルミ溶解炉	R7.11.11	0.0020					
			R7.12.23	0.00000074					

表 3-18 水質基準適用事業場の排水測定結果

事業場 整理番号	名 称	所 在 地	特定施設の種類	採取年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)	備考
1	京都市上下水道局下水道部 鳥羽水環境保全センター	南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1	下水道終末処理施設	R7.7.3	0.00024	10	西高瀬川放流水
				R7.7.3	0.00039		桂川放流水
2	京都市上下水道局下水道部 伏見水環境保全センター	伏見区横大路千両松町255	下水道終末処理施設	R7.7.3	0.0042		宇治川放流水
3	京都市上下水道局下水道部 石田水環境保全センター	伏見区石田西ノ坪町2	下水道終末処理施設	R7.7.3	0.00087		山科川放流水

4 自動車騒音に係る調査結果について

京都市では、騒音規制法第18条第1項に基づき、自動車騒音の常時監視を行っており、環境基準及び市保全基準の達成状況の評価並びに騒音状況の把握のため、市内の主要道路を代表する地点において、自動車騒音の測定を実施している。

達成状況の評価は、評価区間ごとに道路端から50mの範囲内にある住居等を対象として、環境基準及び市保全基準を達成している住居等の戸数及びその割合を把握することにより行っている。

環境基準及び市保全基準の達成率（％）

＝環境基準及び市保全基準達成の住居等戸数／評価区間内の住居等戸数×100（％）

令和7年度の調査結果は、次のとおりであった。

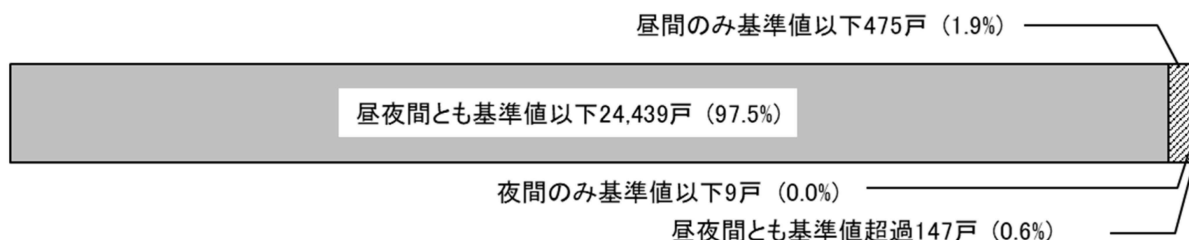
（１）環境基準等の達成状況

市内の府道及び市道の主要道路32地点で騒音調査を実施し、その調査結果に基づき、59評価区間について環境基準等の達成状況を把握した。

評価区間内の住居等の戸数25,070戸のうち、昼夜間共に環境基準及び市保全基準を達成していた戸数は24,439戸で、全体の97.5％であり、147戸（0.6％）で昼夜間共に環境基準及び市保全基準を達成していなかった（図4－1）。

なお、昼間とは午前6時から午後10時までのことをいい、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までのことをいう。

図4－1 環境基準等の達成状況



（２）地域区分別の環境基準等の達成状況

地域区分別の環境基準等の達成状況は表4－1のとおり、幹線道路に面する近接空間※¹では、10,552戸のうち、10,196戸（96.6％）で昼夜間共に環境基準及び市保全基準を達成していた。

また、非近接空間全体では、14,518戸のうち14,243戸（98.1％）で昼夜間共に環境基準及び市保全基準を達成していた。そのうち、A地域※²では4,267戸のうち4,054戸（95.0％）、B地域※³及びC地域※⁴では10,251戸のうち10,189戸（99.4％）で昼夜間共に環境基準及び市保全基準を達成していた。

表 4－1 地域区分別の環境基準等の達成状況

地域区分	住居等 戸数 (戸)	面的評価(戸) (割合%)			
		昼夜間とも 基準値以下	昼間のみ 基準値以下	夜間のみ 基準値以下	昼夜間とも 基準値超過
近接空間	10,552	10,196 (96.6)	256 (2.4)	7 (0.1)	93 (0.9)
非近接空間計	14,518	14,243 (98.1)	219 (1.5)	2 (0.0)	54 (0.4)
A地域	4,267	4,054 (95.0)	171 (4.0)	2 (0.0)	40 (0.9)
B・C地域	10,251	10,189 (99.4)	48 (0.5)	0 (0.0)	14 (0.1)
計	25,070	24,439 (97.5)	475 (1.9)	9 (0.0)	147 (0.6)

各割合の合計は、端数処理の関係で100%にならない場合がある。

※1 近接空間とは幹線交通を担う道路に近接する空間で、以下の範囲を指す。

- ・ 2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から15mの範囲
- ・ 2車線を超える車線を有する道路の場合は道路端から20mの範囲

※2 A地域(専ら住居の用に供される地域)とは、第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域、田園住居地域を指す。

※3 B地域(主として住居の用に供される地域)とは、第1種及び第2種住居地域、準住居地域を指す。

※4 C地域(相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域)とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域を指す。

(3) 道路種類別の環境基準等の達成状況

道路種類別の環境基準等の達成状況は、表4-2のとおり、高速道路では3,392戸のうち3,213戸(94.7%)、国道では6,787戸のうち6,688戸(98.5%)、府道では9,898戸のうち9,570戸(96.7%)、市道では4,993戸のうち4,968戸(99.5%)で、昼夜間共に環境基準及び市保全基準を達成していた。

表 4－2 道路の種類別の環境基準等の達成状況

道路種類別の区分	区間延長 (km)	区間数 (区間)	住居等 戸数 (戸)	面的評価(戸) (割合%)			
				昼夜間とも 基準値以下	昼間のみ 基準値以下	夜間のみ 基準値以下	昼夜間とも 基準値超過
高速道路	12.5	11	3,392	3,213 (94.7)	142 (4.2)	0 (0.0)	37 (1.1)
国道	13.5	11	6,787	6,688 (98.5)	91 (1.3)	5 (0.1)	3 (0.0)
府道	26.4	25	9,898	9,570 (96.7)	220 (2.2)	4 (0.0)	104 (1.1)
市道	10.4	12	4,993	4,968 (99.5)	22 (0.4)	0 (0.0)	3 (0.1)
計	62.8	59	25,070	24,439 (97.5)	475 (1.9)	9 (0.0)	147 (0.6)

各割合の合計は、端数処理の関係で100%にならない場合がある。

(参考) 騒音に係る環境基準及び市保全基準

○ 道路に面する地域

地 域 区 分	基 準 値	
	昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～6:00
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

○ 幹線交通を担う道路に近接する空間

地 域 区 分	基 準 値	
	昼 間 6:00～22:00	夜 間 23:00～6:00
幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB以下	65dB以下

備考

A地域 … 第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域、田園住居地域

B地域 … 第1種及び第2種住居地域、準住居地域

C地域 … 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

幹線交通を担う道路に近接する空間とは次に該当するものをいう。

幹線交通を担う道路 … 高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（市町村道にあっては4車線以上）及び自動車専用道路

道路に近接する空間 … 2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から15m、
2車線を超える車線を有する道路の場合は道路端から20mまでの範囲